

豊川市歯と口腔の健康づくり推進条例をここに公布する。

令和元年9月24日

豊川市長 山 脇 実

豊川市条例第35号

豊川市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔^{くわう}の健康が全身の健康の維持、回復及び増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、市、歯科医療等関係者、保健医療等関係者、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりを総合的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口腔の健康づくり 歯及び口腔の健康の保持若しくは増進又はそれらの機能の維持若しくは向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療等関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (3) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等に従事する者であって歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）及びこれらの者で組織する団体をいう。

(基本理念)

第3条 歯と口腔の健康づくりの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促

進すること。

(2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策と連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、国、県、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者と連携を図るものとする。

(歯科医療等関係者の責務)

第5条 歯科医療等関係者は、相互に、及び保健医療等関係者と連携し、歯と口腔の健康づくりに資するよう適切にその業務を行うとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者の責務)

第6条 保健医療等関係者は、相互に、及び歯科医療等関係者と連携し、歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、従業員の歯と口腔の健康づくりを推進し、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第8条 市民は、自己の歯と口腔の健康に関心を持ち、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深め、歯科疾患の予防及び歯と口腔の健康づくりに望ましい生活習慣を心がけるとともに、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科口腔に関する保健指導を受けることにより、生涯にわたって積極的に歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(基本的施策)

第9条 市は、歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発並びに歯と口腔の健康づくりに関する市民の意欲を高めるための運動の促進に関すること。
- (2) 定期的に歯科検診を受けること、及び必要に応じて歯科口腔に関する保健指導を受けることの勧奨に関すること。
- (3) 障害者、介護又は支援を必要とする者等であって、定期的な歯科検診及び必要に応じた歯科口腔に関する保健指導又は歯科医療を受けることが困難なものに対する適切な歯と口腔の健康づくりの推進に関すること。
- (4) 母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりの推進に関すること。
- (5) 災害時における歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (6) 歯科医療等関係者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。